

年金

国の教育ローン 「年金教育資金貸付」 をご存知ですか？

もうすぐ春です。

4月から、高校や大学などに入学を予定されている方がおられるご家庭も多いかと思いますが、入学するまでには、また入学されてからも何かと費用がかかるものです。

そこで、国民年金や厚生年金に加入されている方を対象とした教育資金融資制度に、「年金教育資金貸付」がありますので、ご案内します。

これは、「国の教育ローン」の一つとして実施しているもので、この貸付を受けられる方は、次の①～④のいずれにも該当し、加えて融資対象となる学校に入学や在学されている方の保護者となります。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間や厚生年金に加入した期間を合計して、10年以上ある方。
- ② 申し込み月の前々月までの過去2年間に保険料の未納

や公的年金の未加入期間がないこと。

- ③ 国民年金に加入中の方は、申し込み月の前々月において、保険料の納付免除を受けていないこと。
- ④ 年間収入が990万円（事業所得者については770万円）以内であること。

融資される金額は、学生・生徒一人に対して

- ◎ 厚生年金加入中の方 100万円以内

- ◎ 国民年金加入中の方 50万円以内

使いみちとして、学校への納付金、下宿先の敷金や通学費用。また、受験にかかった費用や在学中の国民年金保険料などにも、利用できます。詳しい内容はお問い合わせください。

問い合わせ

(社)愛媛県年金福祉協会
松山市大手町1-10-8
VIP マルジュヨウ2階
☎ 941-7667

農地

遊休農地を なくしましょう！

安心して農地の貸し借りができる「利用権設定等促進事業」で農地の有効利用を図り、遊休農地をなくしましょう。

「利用権設定等促進事業」とは

農用地の貸し借りをを行う場合、町が農家の申出により、利用権の設定計画などをまとめて「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農用地の貸し借りをを行うことのできる事業です。

この事業は、約束の期間が終了すると、貸した農地を確実に返してもらえます。また、貸し手は離作料を支払う必要はありません。

「農用地利用集積計画」の申出は

「農用地利用集積計画申出書」と「農用地利用集積計画書」に必要事項を記入し、署名捺印後、農業委員会事務局へ提出してください。

受付期間

4月1日(木)～20日(火)
執務時間中

問い合わせ

農業委員会事務局
☎ 985-4131

※用紙が必要な方は、農業委員会事務局にお申し出ください。

なお、従来からこの事業をご利用されている方は、期間満了前に通知します。

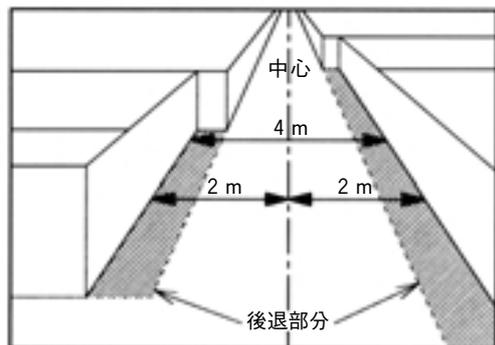
道路 整備

道路後退に伴う 道路整備について

建物を新築したり建替えをしたりする時には、建築基準法により道路の中心から2m後退しなければならぬ場合があります、その後退部分には建物などを建築することができません。

松前町では後退部分のうち、道路として管理していくことが望ましい場所については、

土地の分筆・登記手続やそれにかかる費用を負担し、寄付を受けるようにしています。建物を建築する場合には、皆様のご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ

◎ 建築後退に関すること
役場まちづくり課建築係
☎ 985-4124

◎ 手続に関すること

役場まちづくり課管理係
☎ 985-4156